

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

令和2年4月定例会

《1 期 日》 令和2年4月22日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時00分

《2 会 場》 総合福祉保健センター4階会議室

《3 出席者》 皆川 征夫 教育長

奥村 さかえ 教育長職務代理者

皆川 準一 委員

住石 英治 委員

石川 宏貴 委員

《4 出席職員》 狩谷 昭夫 生涯学習部長

小松崎 佳之 生涯学習部次長（事）文化・スポーツ課長

高木 秀人 生涯学習部副参事

崎田 浩史 生涯学習部副参事（事）教育総務課長

関根 延年 生涯学習部副参事（事）学校教育課長

岩松 昌弘 生涯学習推進課長

関 正人 教育総務課課主幹

富田 浩司 学校教育課学務保健室長

渡邊 里恵 生涯学習推進課主幹

萩原 美恵 教育総務課主査

《5 議案事項》

議案第1号 鎌ヶ谷市学区審議会委員の委嘱について

議案第2号 鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について

議案第3号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の
一部を改正する告示の制定について

《6 報告事項》

報告第1号 令和2年5月の行事予定について

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教 育 長 定例会に先立ちまして、令和2年4月1日付で職員に人事異動がありました。生涯学習部長から、自席にて一言ご挨拶をお願いします。

(自己紹介 — 生涯学習部長から順に各自一言挨拶)

教 育 長 次に、教育委員会委員の皆さんも自席にて自己紹介をお願いします。！教育長職務代理者から、順番にお願いいたします。

(自己紹介 — 奥村教育長職務代理者から順に各自一言挨拶)
(最後に、教育長から一言挨拶)

教 育 長 本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会を開会します。

本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、学校教育課学務保健室長、生涯学習推進課主幹の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることといたします。

教 育 長 本日の定例会会議録署名委員については、住石委員を指名します。本日の審議案件について、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長 本日の審議案件は、議案事項3件、報告事項3件です。よろしく、ご審議の程お願いします。

教 育 長 議案第1号の審議に入ります前に、議案第1号「鎌ヶ谷市学区審議会委員の委嘱について」、及び議案第2号「鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」は、人事案件であります。また、報告第2号「学校の近況報告について（指導）」、及び報告第3号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により、非公開とすることについてお諮りします。議案第1号、議案第2号、報告第2号及び報告第3号を非公開とすることに、ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 ご異議がございませんので、議案第1号、議案第2号、報告第2号、及び報告第3号を非公開とします。なお、議案第1号「鎌ケ谷市学区審議会委員の委嘱について」、議案第2号「鎌ケ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」は、一括審議とさせていただきます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

《これより非公開》

議案第1号「鎌ケ谷市学区審議会委員の委嘱について」及び、議案第2号「鎌ケ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」はご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教 育 長 続きますして、議案第3号「鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明をお願いします。

学務保健室長 議案第3号「鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」

提案理由につきましては、学用品費、通学用品費、入学準備学用品費等、新入学児童生徒学用品費等及び体育実技用具費について、国が示す補助金の予算単価に合わせ、改定するものでございます。改定金額につきましては、新旧対照表のとおりとなります。支給額ですが、小学校費は25万円程度増額、中学校費は23万円程度増額となる見込みです。予算措置としまして、令和2年度分は当初予算で対応することとし、不足が生じる場合には流用などで対応する予定をしております。経過措置として、改正後の鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱は、令和2年度以降の年度分の就学援助について適用いたします。

また、令和元年度の小学校入学前児童及び小学6年生の認定者に支給した入学準備学用品費等は、支給額の改定に伴う差額について、鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部改正後、該当者へ差額の支給を行います。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

住 石 委 員 改定額が少額のようなのですが、増額の理由は何になりますか。消費税の影響でしょうか。

学務保健室長 実態調査を踏まえて、国が必要に応じて改定しており、本市につきましても、国が示す補助金予算単価に合わせ、改定しております。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 議案第3号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
以上で、議決事項を終了します。
次に、報告第1号から第3号までについて、報告を求めます。

【報告事項】

教育総務課長 報告第1号「令和2年5月の行事予定について」資料に基づき説明を行いました。

《これより非公開》

報告第2号「学校の近況報告について（指導）」及び、報告第3号「学

校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長

ほかに質問等ございますでしょうか。
なければ、以上で、報告事項を終了します。
本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和2年6月15日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 住石 英治

作 成 者 萩原 美恵